

～鹿児島県からのお知らせ～

自動車税種別割納税証明書（継続検査用）の取扱いについて

自動車税種別割を納税後、すぐに継続検査を受検される方については、納税通知書等に添付されている納税証明書（継続検査用）を運輸支局に提示していただいていたところですが、

令和4年度までは、納期限または延滞金計算日を経過した納付書については、領収日付印を押印しないこととされていましたが、令和5年度から、金融機関窓口においては、これらにかかわらず、すべて領収日付印が押印されることとなりました。

したがって、令和5年度以降は、領収日付印が押印された納税証明書（継続検査用）について、領収日付印左側に記載された取扱期限を経過した場合は証明書として無効となり、これを運輸支局において確認することとなりましたので、継続検査を受付ける際はご注意ください。

(旧) 令和4年度まで

**4 自動車税種別割納税証明書
(継続検査用)**

登録番号	
車台番号	
有効期限	

自動車税課用
鹿児島県
鹿児島地域
振興局長印

(納人交付用)

領収日付印

次の場合は押印
しないでください。

- 1 納税を訂正した
場合
- 2 納期限（延滞金
計算日の表示があ
るときは、その日）
の翌日以降に収納
した場合

次のものは無効
です。

- 1 登録番号、有効
期限の欄等に**印
があるもの。
- 2 領収日付印のな
いもの。
- 3 有効期限を経過
したもの。

⇒

(新) 令和5年度以降

**4 自動車税種別割納税証明書
(継続検査用)**

登録番号	
車台番号	
有効期限	

自動車税課用
鹿児島県
鹿児島地域
振興局長印

(納人交付用)

領収日付印

次のものは無効です。

- 1 登録番号、有効期限
の欄等に**印がある
もの。
- 2 領収日付印のないも
の。
- 3 有効期限を経過した
もの。
- 4 右の領収年月日が
令和5年7月31日
を過ぎたもの。

※ 変更点

- ・ 無効となる条件の追記「4 右の領収年月日が令和5年7月31日を過ぎたもの。」
取扱期限については、納付書ごとで日付が変わります。
(例示は納税通知書で、令和5年7月31日が記載されています)

連絡先 鹿児島県総務部税務課
TEL: 099-286-2196